

令和6年度宮崎市ケアプラン点検（ケアプラン作成キャリアアップ講座）業務 仕様書

1 件名 令和6年度宮崎市ケアプラン点検（ケアプラン作成キャリアアップ講座）業務

2 目的

宮崎市介護保険適正化事業に基づき、自立支援・重度化防止・利用者本位に資する過不足ない適切な介護サービスが提供されるよう、介護支援専門員が「ケアマネジメント」の過程（アセスメントの重要性の認識、ケアプランの作成、計画の実践、モニタリングの実施等）に沿った各段階で必要な視点や手法を習得することで、ケアマネジメントの質の向上及び介護給付の適正化を図る。

3 契約期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、「ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）」及び「宮崎県版ケアプラン点検支援マニュアル」に基づき、ケアプラン点検及びヒアリングを実施する。マニュアルは最新版のものとする。また、本業務は運営指導や監査ではないため、居宅介護支援費に係る加算等の確認は行わない。

（1）ケアプラン点検

- ①受託者は、本市から、事業所が提出した「アセスメントシート、課題整理総括表、居宅サービス計画書1～7表、モニタリングシート、自己評価表」（以下、「ケアプラン」という）を受領し点検する。
- ②ケアプランの受け渡しは、受け渡し票をもって取り交わすものとする。ケアプラン点検数は110件程度とする。件数は、状況に応じ変動するものとする。

（2）ヒアリング

- ①受託者は、点検を行ったケアプランについて、ケアプランを提出した介護支援専門員と面談を行い、点検結果の説明、利用者の自立支援・重度化防止・地域資源の活用の観点から具体的な助言指導（以下、「ヒアリング」という）を行う。ヒアリングは、対面による方法を優先とするが、事業所に了承を得た上でオンラインによる方法も可能とする。
- ②ヒアリングは110件程度とするが、件数は、介護支援専門員の退職等により変動する可能性がある

（3）点検結果報告書の提出

- ①受託者は、ケアプランごとに、ケアプラン点検及びヒアリングした結果を記した点検結果報告書を作成し、本市に提出する。
 - ②点検結果報告書には、「事業所名、点検日時、点検項目、点検項目毎の点検結果、点検結果のコメント（具体的に、良いところや必要な視点、注意が必要な点等）、ヒアリング実施日時、ヒアリング内容、助言内容」を必ず記載すること。
- ※点検報告書は、本市が当該事業所に結果報告を行う際に、引用しても差し支えないよう記載されたものとする。その際、本市は個人情報保護に留意する。

（4）総合評価・分析及び報告

受託者は、全ての点検終了後、本市が指定する日時までに、ケアプラン点検結果の統計処理・分析を行い、課題や対応策について年次報告書として、紙媒体1部と電子媒体1部にて本市に提出する。

（5）研修会の実施

受託者は、総合評価・分析の結果を踏まえ、居宅介護支援事業所に対し、研修会を実施する。なお、研修会の内容は本市と協議し決定するものとする。研修会はオンラインによる方法も可能とする。

5 点検業務にあたる者

受託者は、管理責任者及び担当者を定める。管理責任者は主任介護支援専門員の資格を有し、担当者は介護支援専門員の資格を有する者で、本市が示す本業務の目的や内容及び「ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）」、「宮崎県版ケアプラン点検支援マニュアル」を理解し、居宅介護支援事業所等へ適切な

指導及び助言を行うことができる者とする。

6 委託者への報告

受託者は、介護支援専門員等から委託業務に関する苦情及び本市への要望等を受けた場合は、速やかに全て本市に報告する。

7 費用負担

受託者は、本業務のすべてにかかる費用を負担するものとする。

8 業務期間

令和6年6月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで ※土日祝の対応は不要

9 運営体制

運営にあたっては、必要な人員を確保すること。

10 業務完了報告書

受託者は、業務完了後、明細書を添えて業務完了報告書を提出する。本市が実施する業務完了検査に合格したときは、本市に対し、業務委託料の支払いを請求することができるものとし、支払い回数は1回とする。本市は、当該請求を受けた日から30日以内に受託者に委託料を支払わなければならない。

11 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに双方による協議を行い、問題の解決を図ること。